



Title	多国籍軍型軍事活動の法的分析 : 「授権」行為と多機能化現象の評価
Author(s)	山本, 慎一
Citation	大阪大学, 2008, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/49082
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	やまもと しんいち 山 本 慎 一
博士の専攻分野の名称	博 士（国際公共政策）
学 位 記 番 号	第 2 2 1 3 4 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 20 年 3 月 25 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 1 項該当 国際公共政策研究科国際公共政策専攻
学 位 論 文 名	多国籍軍型軍事活動の法的分析－「授権」行為と多機能化現象の評価－
論 文 審 査 委 員	（主査） 教 授 黒 澤 満 （副査） 教 授 村 上 正 直 准教授 栗 栖 薫 子

論 文 内 容 の 要 旨

本論文は、国連安保理の授権によって組織される多国籍軍型軍事活動に焦点を当て、法的視点で分析を試みたものである。冷戦終結後、安保理の活性化に伴い、国際の平和と安全の維持の分野では多くの措置がとられるようになった。特に、安保理が憲章第 7 章に言及した決議を採択し、強制措置を頻繁にとり始めたことで、国連が積極的に紛争に関与し、その処理にあたるようになった。本論文で焦点を当てる多国籍軍型軍事活動は、そのような国連の紛争処理機能の一つである。

多国籍軍型軍事活動は、1990 年に勃発したイラクのクウェート侵攻に対処するために、安保理が憲章第 7 章に言及した決議の中で、国連加盟国に対して武力行使を含むあらゆる必要な手段の行使を許可して組織された湾岸多国籍軍を端緒としている。これ以後、安保理が「平和に対する脅威」として事態を認定し、第 7 章に言及した決議内での授権によって多国籍軍が組織化される実行が定着しており、当該事態に対処するために多国籍軍が各地に展開していった。

本論文は、このような多国籍軍型軍事活動の展開事例を網羅的に取り上げて、授権決議の分析を通じ、その職務権限の内容や国連による活動統制の態様を考察している。さらに、職務権限の内容から多国籍軍型軍事活動が多機能化している現状を指摘し、その意義と課題についても明らかにしている。また、多国籍軍組織化の契機となる安保理の授権行為の法的性格や、地域的機関が果たす役割について、国連の集団安全保障体制との関わりという視点で論じ、安保理の授権による紛争処理方式が、集団安全保障体制の中でどのように位置づけられるのか、法的な観点から整理を行っている。

本論文の目的は、多国籍軍型軍事活動に関する以上の分析を通じて、国連の集団安全保障体制を再検討する試みに寄与することにある。「憲章上の国連軍」組織化の実現見通しが立たない中、今日では安保理の授権による多国籍軍型軍事活動が、紛争処理に積極的に関わるようになった。そこで本論文は、理論と実証の両方の側面から多国籍軍型軍事活動の分析および評価を行うことで、集団安全保障体制の現代的な意義を見出そうとするものである。

本論文の各章の考察によって明らかになった点は、以下のとおりである。

第 1 章では、第 1 節において本論文で使用する基本的な用語の定義についての説明を行い、以後の考察の基礎概念を提示した。次に、多国籍軍型軍事活動が、集団安全保障体制や PKO とどのような関係にあるのかを明らかにした。まず第 2 節では、集団安全保障体制との関係について述べ、国連憲章の規定に照らしながら、集団安全保障体制の構

造を概観した。そして、「憲章上の国連軍」による集団安全保障体制の発動が実現を見ない中、安保理の授權方式による紛争処理の対応が定式化されていることを指摘した。続く第3節では、国連 PKO との関係について述べ、冷戦後の PKO の多機能化あるいは複合化と、多国籍軍型軍事活動の多機能化により、PKO と多国籍軍型軍事活動が連携・協力して紛争処理にあたり、任務内容の同質性と憲章第7章下の行動という点で両者は共通の法的基盤にあることを指摘した。その一方で、原理的には異なる紛争処理方式であることから、両者の差異について述べ、特に指揮・統制系統の違いから国際人道法の適用面における差異を指摘した。

第2章では、多国籍軍型軍事活動の事例を網羅的に取り上げて授權決議の分析を行った。まず第1節において、多国籍軍が組織化される経緯について、授權決議が採択され、多国籍軍の展開に至る過程を政治的な背景や関連する決議の内容に触れながら、個々の事例ごとに概観した。そして第2節では、授權決議の内容に焦点を当てた分析を行った。具体的には、憲章第39条に基づく事態の認定の態様、多国籍軍型軍事活動の任務内容、多国籍軍型軍事活動の活動統制手段という三つの視点から分析を行った。その結果、「平和に対する脅威」概念の拡大と多国籍軍の組織化の背景にある人道性や人権保障の観念の存在を見出すことができた。また、多国籍軍型軍事活動の任務内容については、安保理の授權決議と多国籍軍の展開地別に職務権限を抽出し、その性格を類型化して特徴を指摘した。そして、職務権限の内容から、「多国籍軍型軍事活動の PKO 化」という側面を描き出し、PKO と多国籍軍型軍事活動の接近による平和維持と平和強制の結合と、両活動の相互補完的な役割についても明らかにした。しかし、多国籍軍型軍事活動は、分権的性格を有するがゆえに、国連による統制が課題であることを指摘し、次に、授權決議に見られる活動統制手段に焦点を当てて考察を行った。安保理の授權決議による活動統制手段の分析では、職務権限の明確化と、活動期間の設定、そして活動報告の要請が、多国籍軍型軍事活動に対し国連による統制を及ぼす上で基本的な手段となっており、かつ、それらの手段を組み合わせることが重要であることを指摘した。

第3章では、多国籍軍の組織化を促す安保理の授權行為の法的性格について検討を行った。まず第1節で、朝鮮国連軍の組織化経緯に触れながら、授權行為の法的性格を検討する理由と意義について明らかにし、続く第2節で、授權行為を正当化する理論として、「後に生じた慣行」理論と黙示的権限理論の考え方を紹介した。安保理の授權行為は、授權方式による紛争処理の実行の集積による慣習法化や、国連の黙示的権限の範囲に含まれるものとして、法的性格を結論づけることも可能ではある。だが安保理の授權は、武力行使を許可する行為でもあるため、これら一般理論の援用には慎重さが求められ、国連憲章の明文規定の中に授權行為の根拠を求める必要性を指摘した。そこで第3節において、授權行為を明文規定に根拠づけうる可能性について検討を行い、具体的には、安保理の行為を「決定」と「勧告」の二種類に区別して分析した上で、授權行為における「許可」と「勧告」の同質性から、安保理の授權行為は、憲章第39条の「勧告」の中に位置づけるのが妥当であるとの結論を導いた。

第4章では、これまでの検討を踏まえ、多機能化する多国籍軍型軍事活動という観点から、地域的機関と多国籍軍型軍事活動の関係、そして平和構築と多国籍軍型軍事活動の関係について検討を行った。地域的機関との関係については、まず第1節において、憲章枠組みに照らして地域的機関を活用した紛争処理の仕組みを概観した後、授權決議に注目して、授權の名宛人が多様化していることを指摘した。授權の名宛人の多様化により、近年の授權決議では地域的機関の名が明示され、多国籍軍型軍事活動を主導する例も多く見られる。しかし、集団安全保障体制との関係では、授權決議における憲章第7章と第8章の援用の仕方が一貫しているとはいえず、厳密に法的関係を捉えることは困難であることを明らかにした。次に、平和構築との関係については、第2節において、国連における平和構築概念の展開について、『平和への課題』や『ブラヒミ・レポート』における議論を手がかりに概観した。そして、人道的あるいは平和維持的性格の職務権限の付与により多国籍軍型軍事活動が多機能化し、平和構築のプロセスに関与するようになったことを明らかにした。しかし、平和構築プロセスにおける軍事組織の役割の拡大は、平和構築特有の移行期司法という状況下において、「法の支配」の確保が重要であることを意味している。実際の平和構築の現場では、法執行活動における適用法規の不在や、軍や警察の人道法・人権法規範からの逸脱事例が指摘されるなど、軍事組織の役割が拡大する半面、様々な課題を抱えているのも事実である。平和構築プロセスにおいては、領域国の実効的な軍や警察の組織や制度が未確立である場合が多々あり、現地の治安や秩序を回復・維持するために、国際的な軍や警察に頼らざるをえない状況が多く存在する。そして、警察力では対応が困難な場合には、軍が中心的役割を担うことが求められる。そこで、平和構築の現場に展開する多国籍軍型軍事活動は、人道法あるいは人権法規範といった国際

的な基準に従った行動が強く要請されるのである。また、第4章で取り上げたような地域的機関を活用した紛争処理や、多国籍軍型軍事活動による平和構築プロセスの支援は、国家間紛争への対処を目的に作られた国連の集団安全保障体制の新たな活用方法であり、そこに現代的な意義を見出すことができる。

本論文で明らかにしたように、多国籍軍型軍事活動は、国家間紛争への対処から国内紛争にまでその活動の範囲を広げ、それに伴い職務権限が多機能化して、今や国連 PKO と並んで平和と安全の維持の分野における重要な紛争処理手段の一つとなっている。授權方式の態様については、武力行使の執行が分権的性格であるがゆえに、国連による統制を及ぼそうとする努力が続けられる一方で、授權の名宛人の多様化によって、平和と安全の維持の分野における地域的機関の役割が拡大し、国連との連携・協力も一層重要になっている。

本論文では理論的な観点から、こうした多機能化する多国籍軍型軍事活動を、安保理の授權行為という点を素材に集団安全保障体制との法的関係を明らかにした。憲章第7章の下で行われる安保理の授權行為は、第39条の勧告として法的整理が可能であるものの、近年の実行で多く見られる地域的機関を活用した紛争処理の例では、第7章と第8章が交錯しており、憲章枠組みに照らした法的関係は不明確である。NATO や EU、ECOWAS の紛争処理の対応からもうかがえるように、国連と地域的機関との間で役割分担が進み、地域的機関を活用する授權方式の慣行は今後も続くことが予想される。したがって、授權時の第7章と第8章の援用にかかる法的関係については、安保理の実行の過程で整理して、集団安全保障体制の中で地域的機関の役割を適切に位置づけることが必要である。さらに加えて、紛争処理における国連と地域的機関との間の分業体制の下では、地域的機関の行動に対する国連による統制が求められる。その方策としては、授權決議の採択による地域的機関の行動に対する明確かつ事前の許可、そして授權決議内で示される職務権限の明確化、活動期間の設定と活動報告の要請の組み合わせを基本とした上で、場合によっては国連 PKO の並行展開による活動統制といった手段が挙げられる。

また一方で、本論文は安保理の授權行為と国家実行から、多国籍軍型軍事活動の多機能化の実証を行った。これにより明らかにした地域的機関の役割拡大への対応は上述のとおりであるが、もう一点明らかにした平和構築プロセスにおける軍事組織の役割拡大という問題は、「法の支配」の観点からも重要な法的課題を提起している。特に、コンボやアフガニスタン、イラクのように現在も続いている国家機能の再建支援の現場では、脆弱な治安や司法当局であるがゆえに、移行期司法の局面で軍事組織による法執行活動が求められている。安保理の授權を基に多国籍軍型軍事活動がそのような任務に従事する場合には、常に人道法や人権法規範の遵守の要請にさらされている。

集団安全保障体制の下で武力行使の決定権限を握る安保理は、政治的機関であるために時に対立し、安保理の枠外で一部の加盟国が軍事的措置をとることがある。だが一部の加盟国によってとられた軍事行動であっても、後に多国籍軍型軍事活動の展開によって治安の維持をはじめ、国連の権威の下で平和構築のための支援が行われている。こうした国際社会の対応は、授權方式による紛争処理が平和構築のプロセスの中で不可欠な地位にあり、PKO との連携・協力による紛争処理の実施と相俟って、集団安全保障体制の現代的な意義と役割を示す実行であるといえる。このような実行に対して国際法の視座から検討されるべき課題は、授權決議と憲章規定の法的整合性だけでなく、国際人道法あるいは国際人権法の規範に照らした多国籍軍型軍事活動の評価である。定式化された授權方式の合法性を問う議論にとどまらず、授權後の活動実態の合法性を問う議論に一步踏み込み、常に活動の検証を行うことが、現代的な集団安全保障体制の法的評価を行う上では一層重要になっており、今後の研究や実務上の課題としても残されている。

論文審査の結果の要旨

本論文は、国際の平和と安全を維持・回復するという国連の主要な目的に関連して、多国籍軍型軍事活動に焦点を当て、その重要性を確認することで、国連の集団的安全保障の現代的意義を見出そうとするものである。

第1章は、基本的な用語の定義を行った後、多国籍軍型軍事活動と集団的安全保障の関係を検討し、本来の体制が実現されない中で、安保理の授權方式が定式化されてきたとし、国連平和維持活動(PKO)との関連では両者が連携・協力していることから共通の法的基盤はあるが、原理的には異なる紛争解決方式であると指摘する。

第2章は、多国籍軍型軍事活動の事例として16のケースを網羅的に取り上げ、授權決議をめぐる状況を、憲章第

39 条に基づく事態の認定の対応、多国籍軍型軍事活動の任務内容、その活動統制手段の側面から分析し、事態の認定に関しては「平和に対する脅威」概念の拡大と人道性や人権保障の観念の存在を指摘し、職務権限の内容から「多国籍軍型軍事活動の PKO 化」および両者の結合と補完関係を明らかにし、活動統制手段としては、職務権限の明確化、活動期間の設定、活動報告の要請の組み合わせによることの重要性を指摘する。

第 3 章は、多国籍軍の組織化を促す安保理の授権行為の法的性格を分析するものであり、まず「後に生じた慣行」理論と黙示的権限理論を検討し、これに依拠することも可能であるが、一般理論の採用には慎重であるべきで、憲章の明文規定に根拠を求めるべきであると述べ、安保理の「決定」と「勧告」を区分し、授権行為における「許可」は「勧告」と同質であることから、安保理の授権行為は、憲章第 39 条の「勧告」の中に位置づけるべきであると結論する。

第 4 章は、多国籍軍型軍事活動が多機能化しているという観点から、地域的機関との関係、および平和構築との関係を検討し、授権の名宛人が多様化し地域的機関の名が明示され、地域的機関が活動を主導する例も多くみられるが、集団的安全保障との関係では第 7 章と第 8 章の援用の仕方が一貫しておらず、法的関係をとらえることは困難であると指摘し、平和構築との関係については、人道的あるいは平和維持の性格の職務権限の付与により、多機能化し、平和構築プロセスに関与するようになったこと、しかしそこでの軍事組織の役割の増大は、「法の支配」確保が重要であると指摘する。

結論としては、授権方式による紛争処理が、平和構築プロセスの中で不可欠な地位にあり、PKO との連携・協力による紛争処理の実施とあいまって、集団安全保障体制の現代的意義と役割を示すものであると述べる。

本論文は、過去 10 数年間に実行の中から積み上げられてきた多国籍軍型軍事活動を、すべてのケースを詳細に検討することを基礎として、国連の集団的安全保障の中でのその特徴と意義を明らかにし、特に国際法上の位置づけを明らかにしているものであり、その分析方法や論理性の観点からしてもきわめてレベルの高いものであり、学界に対する寄与は多大なものであると考え、審査員一同は博士（国際公共政策）の学位を授与するのに値すると考える。